

健康診断を実施し、結果を労働者に通知しました。  
会社として結果の保存しています。これで終わり・・・ですか？



いいえ、終わりではありません。

健康診断は、その結果に基づき、必要な措置が講じられてはじめて意味があるものになります。  
このため、これらの健康診断の結果、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者については、事業者は、当該労働者の健康を保持する為に必要な措置を、厚生労働省令で定めるところにより、医師等の意見を聴かなければなりません(法第66条の4)。そしてこれを基に健康診断の事後措置を行う必要があります(法第66条の5)。



## 労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	〇年 〇月〇〇日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名 <sup>◎</sup>	〇〇 〇〇
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名 <sup>◎</sup>	〇〇 〇〇

### ● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
  - ② 作業の転換
  - ③ 労働時間の短縮
  - ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。

### 健康診断の実施とその後の手順等

